

## 令和4年6月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日(月) 午後3時00分～午後4時30分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 12人

|        |       |
|--------|-------|
| 会長     | 鈴木 浩  |
| 会長職務代理 | 島田 正  |
| 委員     | 松本 薫  |
|        | 抜井 俊  |
|        | 武田 直章 |
|        | 瀬島 吉明 |
|        | 塩野 智恵 |
|        | 山田 剛  |
|        | 古寺 貞雄 |
|        | 早川 忠男 |
|        | 松本 英雄 |
|        | 鈴木 浩之 |

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第66号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

報告第57号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

報告第58号 農用地利用配分計画の認可の件(報告)

報告第59号 農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴

事務局次長 小林 豊明

主幹 江田 直也

主事 清水 大輝

主事補 館内 敢

## 6.会議の概要

|     |  |
|-----|--|
| 会長  | <p>それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員には、松本薫委員、抜井俊委員を選任します。</p> <p>本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>説明いたします。</p> <p>議案第66号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり</p> <p>報告第57号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり</p> <p>報告第58号、1、農用地利用配分計画の認可の件(報告)、別紙のとおり</p> <p>報告第59号、1、農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査の件(報告)、別紙のとおり</p>  |
| 事務局 | <p>令和4年6月27日提出</p> <p>三芳町農業委員会</p> <p>会長 鈴木 浩</p> <p>以上でございます。</p>   |
| 会長  | <p>議案第66号番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>事務局より説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>議案第66号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。</p> <p>番号1につきましては、</p> <p>権利が賃借権の設定となっております。</p> <p>所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。</p> <p>所在につきましては、2ページ、3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。</p> <p>登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。</p> <p>面積が2,976㎡となっております。</p> <p>貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇</p> |

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇  
申請事由が、貸駐車場となっております。  
詳しい土地の選定理由ですが、借人の〇〇〇〇が〇〇〇〇を土地所有者より借用し、駐車場として〇〇〇〇と〇〇〇〇に賃貸借契約を締結し貸与していたが、所有者様より返却を求められ、新たに代替の駐車場が必要になり、周辺農地以外の土地を探したが適地は無く、貸人に相談したところ、当該地を駐車場として転用することに同意を得られたため、申請したとのことでした。  
詳しい土地利用計画図につきましては、4ページをご覧ください。  
続きまして、5ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。  
こちら立地基準としては、10ヘクタール未満の集団農地となりますので、第2種農地となります。  
第2種農地は必要性・代替性を満たさないと許可見込みとはなりません、申請書添付書類等で要件を満たしておりますので許可見込みがあると考えております。  
つづいて、一般基準についてご説明いたします。  
資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。  
次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認してございまして、支障はないと考えております。  
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員 事務局が言った通り、〇〇〇〇等が今までの駐車場を返却ということになり、近所で探していました。近くのインターチェンジの工事などにより交通量が増えている中で、今までの駐車場より近い場所を探していたところ〇〇〇〇の駐車場の隣がちょうどいい場所ということで賃貸の話を進めたいということでした。当該地は現在耕耘されていて、畑として使用されていますので何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

9番委員 入る時に道が狭いように見えるが問題ないか。

1番委員 手前は〇〇〇〇の駐車場になっており、そこと同じ道を使って入るようになっています。また、大型車も通れるようになっており、問題ないです。

|      |   |
|------|---|
| 会長   | 他に何か意見ございませんか。  |
| 2番委員 | 別冊の報告にも上がっているこの試掘について、なぜ試掘するのか。試掘する意味はあるのか。<br>また、試掘で遺跡など出て来た場合、駐車場の方の事業が遅れる可能性もありますか。  |
| 事務局  | この試掘については後ほど、報告させていただきます。試掘に関しては、3月末に国の方から通知が来まして、農地転用許可はいらないが報告が必要とのことでした。<br>町の遺跡の試掘エリアが決まっていますそれに該当したためです。<br>また、試掘で何か遺跡などが出てきた場合、事業が遅れる可能性がございます。   |
| 会長   | 他に何か意見ございませんか。<br>異議なしの声がありましたので、決定とします。<br>議案第66号番号2について、事務局より説明をお願いします。   |
| 事務局  | 事務局より説明いたします。<br>1ページをご覧ください。<br>番号2につきましては、<br>権利が所有権の移転となっております。<br>所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。<br>所在につきましては、6ページから8ページの案内図、公図の写しをご覧ください。<br>登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。<br>面積が1,152㎡となっております。<br>貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇<br>借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇<br>申請理由が、駐車場となっております。<br>詳しい土地の選定理由ですが、〇〇〇〇及び〇〇〇〇で使用しております、従業員駐車場のうち30台分の返却を求められ、また現在外来患者様用の駐車場に一時借用している10台分、以前から車通勤希望と新規採用者を合わせて9名分の合計49台分の駐車場が必要になったとのことでした。そのため、周辺の山林や農地以外の土地も調査したが、譲受人の条件に合う土地は他に見当たらず、今回申請することにしたとのことでした。<br>詳しい土地利用計画図につきましては、9ページをご覧ください。<br>続きまして、10ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。 |

こちら立地基準としては、10ヘクタール未満の集団農地となりますので、第2種農地となります。

第2種農地は必要性・代替性を満たさないと許可見込みとはなりません、申請書添付書類等で要件を満たしておりますので許可見込みがあると考えております。また、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

5番委員 先日当該地を確認したところ、草刈りがされていて畑になっていました。〇〇〇〇では新型コロナウイルス感染症のワクチン接種センターになっており、駐車場が不足していたということでした。何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどお願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。  
異議なしの声がありましたので、許可相当とします。  
これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局よりご報告いたします。  
11ページをご覧ください。  
報告第57号番号1は、農地法第5条の規定による届出書受理の件となっております。  
番号1につきまして、  
権利が使用貸借権の設定となっております。  
所在が〇〇〇〇の計1筆となります。  
所在につきましては、12 ページから 13 ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目は畑であり、面積は208㎡となります。  
現況地目につきましては、宅地となっております。  
当該地は市街化区域であり、農地転用の届出につきましては原則転用する前に届出を出すことになっておりますが、本案件につきましては、届出を出す前に転用

工事に着手しておりました。住宅を建築して地目変更登記をしようとしたときに、農地転用届出の手続きを失念していたことに気づいたとのことで、今後このようなことがないように気を付ける旨の理由書が地権者より提出されているところでございます。

今回は理由書の提出をしてもらうことにより、事後の提出を認めたものであります。ご承知おきのことと存じますが、市街化区域、市街化調整区域を問わず、農地転用申請・届出なくして転用することは違反転用になりますので、日々の見回りなどで違反転用地であると思慮されるものがありましたら、農業委員会までご連絡ください。

内容に戻ります。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、専用住宅(自己用)として受理済みです。

なお、詳しい土地利用計画につきましては、14ページの土地利用計画図をご覧ください。

続いて報告第58号についてご報告いたします。

15ページをご覧ください。

報告第58号は、農用地利用配分計画の認可の件となっております。

この案件は、令和4年3月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議をいただき、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

権利が使用貸借権の設定となっております。

所在につきましては、16ページから17ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

所在が〇〇〇〇で

面積が2,660㎡で登記簿地目、現況地目ともに畑です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間となります。

なお、公告日は令和4年5月30日となっております。

最後に報告第59号についてご報告いたします。

報告第59号は、農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査の件となっております。

令和4年6月1日から令和14年5月31日までの10年間となります。

なお、公告日は令和4年5月30日となっております。

最後に報告第59号についてご報告いたします。

報告第59号は、農地法施行規則第53条第1項第19号の規定による農地の試掘調査の件となっております。

この案件は、令和4年3月31日をもって農地法施行規則が改正され、この改正により、市町村が実施する埋蔵文化財の試掘調査について、農地転用許可を要しないことになり、始まったものです。

その通知では、農業委員会にあらかじめ調査試掘をする場所、調査予定年月日とその期間、調査の概要について連絡するものとなっております、

今回文化財保護課より、報告書の提出を依頼し、すでに受理済みではありますが、農業委員会へ報告させていただきます。

ちなみに以前までは、農地転用の許可後に埋蔵文化財の試掘を行うことが一般的であったが、少しでも早く試掘をしたいとのことで、今回報告書の提出をいただきました。

内容にもどります。本案件は、先ほどご審議いただいた議案第66号番号1の農地転用にかかる試掘になります。

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきましては、議案第66号番号1と同様になります。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振地域となっております。

面積が2,976㎡となっております。

なお、詳しい土地利用計画につきましては、19ページの土地利用計画図をご覧ください。

試掘調査期間は、令和4年6月27日～令和4年8月10日

掘削方法は、深さ1.5m長さ40mのトレンチを3本掘削予定

被害防除方法は、試掘調査をする敷地外周にロープやネット等で囲いをするとのことです。

事務局からの報告は以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 4年 7月 25日

議長 鈴木 浩

署名委員 松本 薫

署名委員 抜井 俊